

国民年金保険料免除申請のお知らせ

国民年金保険料の免除申請は7月がスタートです！

令和6年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書は、令和6年7月から申請できます。
下記のいずれかに該当する方で令和6年度免除申請を希望する方は、早めのお手続きをお願いします。

- ①所得の減少や失業等の理由により保険料の納付が困難な方
- ②昨年度（令和5年7月～令和6年6月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例（失業特例）により免除の承認を受けている方、免除の継続審査を希望していない方
- ※学生納付特例は、4月（または20歳の誕生日前日）～翌年3月が免除の対象期間となり、年度ごとに申請が必要です。希望される方は、早めのお手続きをお願いします。
- ※過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで、さかのぼって免除申請ができます。

国民年金保険料を未納のままにするとどうなるの？

将来の年金だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに、「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は、早めのお手続きをお願いします。なお、免除申請手続き後、日本年金機構において審査を行い、審査結果を通知します。

申請をするにはどうしたらいいの？

「年金事務所窓口」、「市町村役場窓口」、「日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードして郵送」のいずれかで行うことが可能です。

★日本年金機構ホームページ★
<https://www.nenkin.go.jp>
または日本年金機構で検索

★お問合せ★

◇ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
◇竜王年金事務所 ☎055-278-1104
または、南部町役場
◇住民課 本庁舎 ☎66-3405(直通)
◇住民課 分庁舎 ☎64-4834(直通)

国民健康保険加入者の皆様へ

令和6年8月からの国民健康保険 被保険者証を送付します

現在お持ちの保険証は、有効期限が7月31日までとなっています。
新しい保険証は、7月中旬から特定記録郵便で、世帯加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送します。

新しい保険証が届いたら…

記載内容をご確認のうえ、台紙から剥がして8月以降お使いください。
※令和6年度中に75歳になる方の有効期限は、誕生日前日までです。

有効期限が過ぎたら、古い保険証は使用できません。
個人情報に記載されていますので、ハサミ等で細かく刻んで破棄して下さい。

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

√12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用可能です。

※有効期限が令和7年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限までです。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合は使えなくなります。

√12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。）

お問合せ 住民課 国保年金係 ☎66-3405